

特定施設の一覧	
用途等	建築物の床面積の合計等
<ul style="list-style-type: none"> ● 病院、診療所(患者を入院させるための施設を有するもの) ● 児童福祉施設(保育所等)、老人福祉施設等 ● 学校(専修学校、各種学校、幼稚園) ● 集会場、公会堂、公民館 ● 図書館、博物館、美術館等 ● 銀行、信用金庫、信用協同組合、農林共同組合、郵便局などの店舗 ● ガス事業、電気事業、電気通信事業の店舗 ● 官公庁舎等 ● 火葬場、公衆便所 	すべてのもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 百貨店、マーケット、物販店、飲食店 ● クリーニング所、理容所、美容所等のサービス業の店舗 ● 自動車車庫(機械式駐車場は除く) ● 公衆浴場 	500 平方メートル以上のもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 劇場、観覧場、映画館、演芸場、遊技場 ● 展示場 ● ホテル、旅館等 ● 体育館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場等 	1,000 平方メートル以上のもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 事務所 	2,000 平方メートル以上のもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 工場 	3,000 平方メートル以上のもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 共同住宅 	51 戸以上のもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 寄宿舎 	51 室以上のもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 複合用途建築物(異なる用途に供する部分が明確に区分され、出入口等の主要な部分を共用しないものを除く) 	2,000 平方メートル以上のもの
<ul style="list-style-type: none"> ● 鉄道等の駅 ● 空港、港湾の旅客ターミナル ● バスターミナル ● 動物園、植物園、遊園地等 	すべてのもの

床面積について

上記の床面積は、当該特定施設の用途に供する部分の床面積の合計のことであり、レストランの厨房、バックヤード、従業員用便所、控え室、倉庫、保安室、機械室等、当該用途に付随した部分の床面積を含むものです。

増築や改修の場合においては、増築や改修部分だけではなく、既存部分を含めた棟単位で床面積を算定し、特定施設に該当するかどうかを判断することとなります。